

第2回快適職場認定 申請案内

2018年9月20日

(一社)日本建設業連合会 労働委員会事務局

1. 目的

本制度は、次世代の担い手確保・育成に向けた、

- ・ 建設作業所における総合的な職場環境改善施策の普及推進
- ・ 建設作業所の環境改善に対する日建連会員企業の積極的な取組みの公表による建設業に対するイメージの向上

を目的として、作業環境の改善に積極的に取り組んでいる建設作業所を一定の基準にしたがって審査し、基準を満たした作業所を一般社団法人日本建設業連合会 労働委員会が認定・公表するものである。

2. 審査・認定対象作業所

A受付：日建連会員会社が元請の建設作業所で、かつ、2019年4月1日から2019年7月31日に完工する作業所であること。

B受付：日建連会員会社が元請の建設作業所で、かつ、2019年8月1日以降に完工する作業所であること。

(A受付：比較的残工期の短い工事を想定。B受付：比較的残工期の長い工事を想定)

ただし、A、Bとも第1回快適職場認定にて「プラチナ認定」を受けた作業所の申請は受け付けない。

また、A受付にて申請した作業所（申請後、工期が2019年8月1日以降に延長した場合も含む）については、B受付の申請は受け付けない。

3. 【A、B共通】審査の対象となる、施策内容

作業所で作業する建設技能者の職場環境等の改善を目的として、申請会社が実施した施策であること。

4. 【A、B共通】審査の対象となる、施策が実施された期間（審査対象期間）

工事着手から申請受付期間終了日までの間に実施された施策であること。

5. 申請受付期間

A受付：2018年11月1日から2018年12月14日まで。

B受付：2019年3月1日から2019年3月31日まで。

6. 申請手順

- ①日建連ホームページ（ http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html ）から、以下の4点の書類をダウンロードください。
 - ・「快適職場認定制度規程」（PDF ファイル）
 - ・「第2回快適職場認定 審査項目及び認定条件」（PDF ファイル）
 - ・「第2回快適職場認定申請書（申請作業所一覧）」（Excel ファイル）
 - ・「快適施策実施状況報告書」（Word ファイル）
- ②「快適職場認定制度規程」及び「第2回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」を熟読の上、申請作業所ごとに「快適施策実施状況報告書」を作成してください。
- ③日建連との窓口となる方（以下、申請者と呼ぶ）が「快適施策実施状況報告書」を社内でとりまとめ、「第2回快適職場認定申請書（申請作業所一覧）」と併せて事務局宛にメールでご提出ください【ご提出先：kaiteki@nikkenren.or.jp】。
- ④「申請者」につきましては、各社2名様までとします。

7. 審査項目と基準

「第2回快適職場認定 審査項目及び認定条件」をご参照ください。

8. 認定種別と条件

「第2回快適職場認定 審査項目及び認定条件」に記載された審査項目のうち、

- (1) 小項目⑥⑦⑧⑭⑮⑯の基準をすべて満たしていること
- (2) 基準を満たした小項目に割り当てられたポイントを合計し、その合計値が18ポイント以上であること
- (3) 基準を満たした小項目に割り当てられたポイントを合計し、その合計値が21ポイント以上であること
 - 上記の条件(1)(2)を満たした場合、「快適職場」と認定する
 - 上記の条件(1)(3)を満たした場合、「快適職場（プラチナ）」と認定する

9. 申請受付後のスケジュール（予定）

A受付：2019年3月、B受付：2019年7月

- ・「日建連快適職場認定審査会」による書面審査及び認定可否の決定
- ・申請者へ認定可否の結果を通知

A受付：2019年4月以降、B受付：2019年8月以降

- ・認定された作業所への認定証を、申請者宛に一括送付
- ・認定結果等の新聞等マスコミへの公表、及び、認定作業所の取組み事例を日建連ホームページ等で紹介（提出された「快適施策実施状況報告書」の公開）

10. 申請にあたっての注意事項

- ◇ 申請の際は、申請書の記載内容に誤りがないことをご確認ください。
- ◇ 「快適施策実施状況報告書」は Word ファイル、「第 2 回快適職場認定申請書（申請作業所一覧）」は Excel ファイル、のみでの受付となります。
- ◇ メール送信の際は、添付ファイルサイズが概ね 8MB 以下となるようにして下さい（ファイルサイズが大きい場合は、事前に事務局までお知らせください）。
- ◇ 申請書を受信後、申請者のメールアドレス宛に事務局から受付完了メールを送ります。A 受付の場合は 2019 年 1 月 16 日、B 受付の場合は 2019 年 4 月 11 日までに受付完了メールが届かない場合は、事務局までご連絡ください（事務局に申請書が届いていないおそれがあります）。
- ◇ 審査にあたり、追加で資料提出を求める場合があります。
- ◇ 申請に必要な書類一式の作成に要した費用を日建連は負担いたしません。
- ◇ 申請者は、申請した作業所が認定された場合、申請書の記載内容を日建連が公表することに同意し、申請書の記載内容（写真等）を日建連並びに新聞等マスコミが無償で使用することを認めることとします。

11. 審査へのご協力について

審査体制の都合上、A 受付、B 受付それぞれについて、10 件以上申請された会社については認定審査会へ審査員を出していただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

12. 問合せ先

一般社団法人 日本建設業連合会 労働委員会事務局（担当：塩澤、大塚、石坂）
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 8 階
Tel： 03-3553-0703 E-mail： kaiteki@nikkenren.or.jp

以上